

水道工事指名基準

1. 給水装置工事指名基準

○留萌市競争入札参加資格者（水道施設工事又は管工事）のうち、留萌市水道事業指定給水装置工事事業者であること。

2. 配水管工事指名基準

○留萌市指名競争入札参加資格者（水道施設工事又は管工事 但し、管工事については、建設業法第3条第1項に基づく水道施設工事の許可を受けた者で、留萌市水道事業指定給水装置工事事業者であること）のうち、（社）日本水道協会の配水管技能者の登録を受けている者を配置していること。また、給水装置工事を含む工事の場合は、留萌市水道事業指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。

3. 送水管工事指名基準

○留萌市競争入札参加資格者（水道施設工事）のうち、（社）日本水道協会の配水管技能者の登録を受けている者を配置していること。

4. その他水道施設工事指名基準

○留萌市競争入札参加資格者であること。（建築・土木含む）なお、給水装置工事を含む工事の場合は、留萌市水道事業指定給水装置工事事業者の指定を受けている者であること。

前記2・3の「（社）日本水道協会の配水管技能者の登録を受けている者」については、留萌市水道事業にその旨を届け出、登録を受けなければならないものとする。